

令和2年度経済財政白書特集

CONTENTS

政策分析インタビュー

コロナ危機と日本経済の課題

小寺 信也

みずほ総合研究所 経済調査部 主任エコノミスト

遠藤 裕基

浜銀総合研究所 主任研究員

トピック

コロナ危機：日本経済変革のラストチャンス

—令和2年度経済財政白書より—

吉田 一貴

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(総括担当)付

経済財政政策部局の動き

Withコロナの暮らしと満足度

—働き方の観点から—

松谷 周一郎

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

「教育」と人々の満足度

森近 祐介

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付

経済理論・分析の窓

インフレ期待と家計消費：
個票を用いた実証分析

菊池 淳一

横浜市立大学 国際マネジメント研究科 博士後期課程1年

中園 善行

経済社会総合研究所 主任研究官
横浜市立大学大学院 国際マネジメント研究科 客員准教授

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念と
発足までの経緯(7)

前川 守

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

最近のESRI研究成果より

大型ダイナミックファクターモデルによる
景気分析と経済の構造変化について

間 真実

経済社会総合研究所 景気統計部 研究専門職

ESRI統計より

デジタルSUTについて

—「デジタルエコノミーに係るサテライト勘定の枠組みに
関する調査研究」概要—

藤 祐司

経済社会総合研究所 研究官

政策分析インタビュー

コロナ危機と日本経済の課題

みずほ総合研究所 経済調査部 主任エコノミスト

小寺 信也

浜銀総合研究所 主任研究員

遠藤 裕基



(遠藤主任研究員)

2020年11月、政府は「令和2年度年次経済財政報告」、いわゆる経済財政白書を公表しました。白書では、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響により、急速な景気の悪化を経験した日本経済の動きを振り返った上で、感染症拡大の下で進んだ柔軟な働き方・働き方改革や女性の就業と出生を巡る課題と対応について分析しています。さらに「新たな日常」に関連して、デジタル化による消費の変化や投資の課題についても取り上げています。

今回は、小寺主任エコノミストと遠藤主任研究員に、白書で取り上げた日本経済の課題についてお話を伺いました。

●新型コロナウイルス感染症の影響と日本経済の課題

——日本経済は感染症の影響を受けて大変厳しい状況に陥りましたが、持ち直しの動きもみられます。足元では感染者数の増加もみられ楽観視はできませんが、そのような中で日本経済の回復に向けたリスクとしてどのようなものがあるとお考えですか。

(遠藤氏) 感染の再拡大による海外のロックダウンや、国内では、経済活動が大幅に制限される緊急事態宣言といった事態が再び起こることが最大のリスクだと思います。特に、これまで輸出が持ち直してきていましたが、海外で再度ロックダウンとなると、製造業も再びダメージを負います。企業も、不安心理が高まれば、雇用や設備投資を抑制する可能性があります。

そういったリスクが顕在化した場合、特に雇用・所得情勢の悪化が懸念されます。現在、人件費調整の大部分は非正規雇用、残業代、ボーナスの減少で行われていますが、不安心理が高まると、賃上げや新卒採用に悪影響を及ぼし、今後の緩やかな経済回復の重荷になります。

中長期的な目線では、新卒採用の抑制は特定の世代を苦

境に陥らせ、格差の問題につながりかねません。日本の労働市場は、高校や大学の卒業年の景気次第でその後の労働条件・就業状態が変化する面があるので、そうした点にも注意が必要です。

(小寺氏) 感染再拡大となれば、不確実性や不安心理が高まり、設備投資が一層抑制されてしまいます。また、対面の制限等により、学校・大学の教育や新入社員の研修等が効果的に実施できず、人的資本の毀損につながる可能性もあります。これらの要因は、生産性・潜在成長率を低下させるリスクがあるため、注意が必要です。

海外から受ける影響もポイントです。例えば、新興国や途上国でも景気が悪化しており、積極的な財政出動や金融緩和が行われていますが、こうした国での政策の持続可能性に対する懸念が強まると、財政・金融危機につながることも考えられます。海外で感染が収まらず、企業倒産の増加による不良債権が積み上がることで、通貨安やそれに伴うデフォルトが起これば、日本を含めた世界経済全体に影響を与えます。コロナ危機は、リーマンショックと異なり金融危機ではないですが、財政・金融危機に波及するリスクがあるため、国際協調も非常に重要になってくると思います。

また、特に低所得者や社会的立場が弱い人がコロナ危機の影響を受けているという意味では、格差拡大につながるおそれがあり、社会不安の広がりを通して、成長率が思うように回復しない不安定な状況に陥るリスクもあると思います。

——感染拡大防止と経済活動の両立を図っていく中で留意すべき点について教えてください。

(遠藤氏) 感染拡大防止と経済活動では、バランスが一番大事であり、どちらかに極端に振れることの危険性を認識しておかなければなりません。経済活動の過度な抑制は、倒産や失業者の増加にもつながりますが、過去を見て

も失業率と経済・生活問題での自殺には高い相関があると言われています。失業者を増やさないためにも、感染拡大の状況に合わせて少しずつ経済の制限や政策の変更などを行っていくことが大事だと思います。

ただ、感染拡大の状況によっては、経済活動を再度制限せざるを得ませんが、その際には思い切った経済対策を改めて打つ必要があると考えます。その場合、4、5月の緊急事態宣言時の特別定額給付金といった一律給付ではなく、特にダメージを受けている企業や個人に重点的に手を差し伸べる必要があると思います。感染症の影響に関する分析は増えて来ており、どういった属性の企業や個人にダメージが集中しているのか、ある程度見えるようになってきています。例えば、労働政策研究・研修機構（JILPT）が公表している「若年者に厳しい新型コロナの雇用・収入面への影響」という分析では、若者ほど自粛などに伴う経済面での悪影響を受けており、それを取り戻すために経済活動をせざるを得なかった側面もあるとの見解が示されています。これまで積み重ねられてきた研究や分析に基づき、ピンポイントでの対策が重要ではないでしょうか。

（小寺氏）両立は難しい課題ですが、早期の感染拡大防止がその後の経済の落ち込みの縮小にもつながるため、感染拡大への早期の対処が重要です。また、経済への悪影響を最小限にとどめつつ、感染拡大を防止するには、テレワーク等のIT技術が効果的であったことが実証研究でも示されており、IT技術の活用も重要と考えます。

必要以上に消費者心理を冷え込ませないこともポイントです。人々が必要以上に感染症を恐れると、消費者マインドが下押しされ、一層の消費低迷につながります。不安感の軽減に向けては、政府による信頼性のある情報発信や対応も大事です。政府が国民に対して、対策を進めていることを明確かつ透明性のある形で示すことが、感染症拡大下での恐怖意識の低下につながることを示唆する研究もあります。日銀が市場に対して行うコミュニケーション政策と同様に、政府が消費者マインドに働きかけることも重要ではないでしょうか。

●デジタル化による消費の変化とIT投資の課題

——感染症拡大によりこれまで以上にEC（電子商取引）消費が活性化していますが、注目すべき動向やデジタル化の進展に伴う課題などについてお聞かせ下さい。また、日本のIT化の遅れやIT人材の不足について、有効な方策や諸外国に学ぶ点等があれば教えて下さい。

（小寺氏）デジタル化で注目すべき動向としては、利用が増える中で、高齢者の利用が進んでいる点が指摘できます。また、これまでIT化があまり進んでいなかった日本で、営業や打合せでITを使わないといけないという意識が高まることで、IT投資が進み、生産性向上が期待できるというポジティブな面があると思います。

一方、デジタル化が急速に進むと、セキュリティ対策などで見落としや不備が出てくることは課題として挙げられます。また、情報技術に弱い高齢者が、自身の意思とは違うことをインターネット上で行い、不利益を受けてしまう可能性にも注意が必要でしょう。さらに、デジタル化により雇用の二極化が進む可能性があることも課題です。定型業務がITに置き換わる一方、人々のスキルが向上しなければ、格差拡大の懸念が高まります。

（遠藤氏）デジタル化が進むと失われる可能性がある仕事としては、例えば、対面での販売の仕事があります。雇用の流動性が高い経済であれば、その職種がなくなっても、別の職種に移って仕事をすることができますが、日本の労働市場は外部労働市場が未成熟なところがあり、労働移動が簡単ではありません。

さらに、違う職種に就くにはその職種に必要な能力も身に付ける必要があり、そのために社会人になってからも勉強をする、いわゆるリカレント教育の普及が必要ですが、日本では普及しているのか疑問です。リカレント教育に関する問題は、例えば、雇用保険の被保険者で一定の要件を満たす人に給付金が出ることや、2019年10月からITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象とした給付金の給付率が2割から4割へ引上げられたことを知らない人が多い点です。こうした給付のサポート体制について、政府はきちんと発信し、周知していくことが大切だと思います。例えばアメリカでは、社会に出た後も含め、大学院に通い自分の能力を高め、より高い位置の職種に移ることが当たり前です。それに対して日本は雇用の流動性が低く、そうした動きが広がりません。難しい課題ですが、生産性上昇のためにもリカレント教育は重要ですので、そうしたことが企業の中で評価される仕組づくりは必要だと思います。

（小寺氏）IT人材の関連では、プログラミングの重要性がよく指摘されています。IT人材に必要な事項にプログラミングは含まれますが、プログラミングはツールでしかありません。問題解決やコミュニケーション能力、論理的な読み書き能力等のスキルとセットでなければ役立ちません。データ処理や分析も、プログラミングだけですぐにできるわけではなく、データの特性やバイアス、分析手法の適切性を考慮して行う必要があります。非常に複合的な能力が



(小寺主任エコノミスト)

必要とされます。組織として、トップも含めてITを正しく理解することが重要だと思います。

(遠藤氏) 目的が明確化されていない状態でIT人材だけ採用するというのでは意味がありません。IoTやDXなども真新しい概念ではなく、ITの有効活用は長年指摘されています。人材や機器の導入が目的ではなく、それらの導入でどのように生産性を上げたいのかといった点をしっかり考えることが大事だと思います。

●働き方改革や女性の就業

——政府も、女性や高齢者の就業促進や働き方改革を進めていますが、男性の長時間労働や有給休暇取得率の低さは依然として課題です。感染症拡大を契機に、テレワークの促進や男性の家事・育児への参画がみられますが、こうした動きが一層浸透し、個人・経済全体双方にプラスになるためには、どのような取組が必要でしょうか。

(遠藤氏) 残業時間の少なさを積極的に評価している企業の方が、実際の残業時間が短くなるという白書で示された分析は興味深かったです。日本企業は、残業をプラスに評価する風潮があり、労働者側も残業により高い評価や残業代を得ることができるため、残業を止めるインセンティブがありません。「残業＝高い評価」ではないと、企業のトップが示すことが、残業を減らす上で非常に重要なのだと思います。

日本的雇用慣行は、年齢とともに能力が上がることを前提とした給与体系や、残業の多さで頑張りを示すなど、評価の基準が曖昧と言われています。この問題への対応は一朝一夕ではできませんが、今回のように残業時間を強制的に短くする方針を法律などで打ち出せば、企業もそれに合わせて行動します。実際に残業の長さを評価しない取組を行う企業が出てきているので、こうした取組をさらに進

めていくことは重要だと感じます。

労働時間と生産性の関係ですが、今回の白書の分析では、残業時間は減少しても生産性への影響はみられなかったということだと思います。こうした分析を基にさらに政策を推進するのであれば、もう一段残業時間の上限規制を引き下げるなど、さらに残業をさせない形にしていくことも有効ではないでしょうか。ただし、その際には、生産性への影響など、政策の効果の検証をしっかりと行いながら進めていくことが求められます。

また、サービス残業の増加という問題は考えなければなりません。連合の「テレワークに関する調査2020」によると、テレワークを行った人のうち50%程度が出勤してオフィスにいる時よりも長時間労働になったと答えています。テレワーク環境が整わない中で急にテレワークを始めたため長時間労働になったという、やむを得ない部分もあったと思いますが、一方で、プライベートと仕事の境の曖昧さが長時間労働につながっている側面も見られます。さらに、テレワークでの残業や休日出勤の実施について、6割程度の人が会社には申請していないと答えており、サービス残業の増加はテレワークを行う際には考えなければならない課題だと思います。

働き方改革により、労働時間の客観的かつ厳密な管理が進んだと思いますが、それを一段と強化する必要があるのかもしれない。特に中小企業は、労働時間の客観的管理が不十分なところが多いので、客観的な把握が可能となる機器の導入を促すために補助金を交付したり、監督・取締機能を強化したりして、サービス残業が増えないようにしていくことが大事です。

(小寺氏) 遠藤さんも指摘されたように、職場の評価と意識はつながっていると思います。男性が育児休暇を取得すると頑張っていないと見られ、評価にマイナスだとすると、育児休暇を取得するインセンティブは減ります。女性の場合も、育児休業の取得が昇進にマイナスになるのであれば、子供を産むことを選択しない人もいると思いますし、女性活躍の面から社会と企業両方にとって非常にもったいないと思います。制度の活用が不利になるということをなくす必要があります。

子供が生まれた際に離職し、その後再び労働市場に戻ろうとする時に、労働市場の流動性が低く、戻った場合は新卒と同様の扱いであれば、戻るインセンティブはなくなります。子供を産んで一旦離職しても、戻ればまたかつてと同様のキャリアが積めることが分かれば、女性もより活躍しやすくなります。意識、雇用、待遇といったことを全てセットで変えていかなくてはなりません。

(遠藤氏) 子育てや不妊治療などを考えると、働き方改革による働きやすさの実現も大きなポイントになってきます。厚生労働省の「就労条件総合調査」(平成29年)を見ると、年次休暇の時間単位取得制度がある企業は全体の2割程度であり、不妊治療を受ける女性にとっては、治療の頻度などを考えるともう少し柔軟に休暇をとれた方が良いという話をよく聞きます。

家族とのプライベートな時間は、ワーク・ライフ・バランスの中でも重要なポイントです。働き方改革や長時間労働の是正を通じてプライベートの満足度を引き上げることが重要ではないかと思います。

——感染症の影響で来年の出生数は相当程度減少すると見込まれています。もともと未婚率の上昇や晩婚化、出産年齢の高齢化などが出生率の低下に大きな影響を与えていると考えられてきましたが、少子化対策についてどういった点に力を入れていけば良いと思われますか。

(遠藤氏) 結婚は強制するものではないですが、本当は結婚したいけれどもできないという人たちは助けるべきではないでしょうか。そのためには、若年層の所得水準の引上げが大きなポイントです。今後も所得が増えないと、家族を養えないと考え、結婚を躊躇してしまう人は、男性でも女性でもいると思います。

日本は、40~50代で住宅ローンや教育費の負担が非常に重くなっていると思います。一方、年功賃金により、40~50代で賃金のピークがくるように設計されており、これが日本型雇用慣行の最大のメリットといえます。しかし、近年は、年功賃金が揺らぎ、なかなか賃金が上昇しにくい状況となっており、先々のライフイベントでお金が足りないという問題に直面する人が増えています。

他方、例えば欧州では、高等教育が無償又は極めて低額であることや、中古住宅の活用などにより日本と比較してお金がかかりません。そのため基本的に賃金が30代でフラットになっても生活していけます。日本において年功賃金が形骸化すると、若者にとっては結婚がさらに難しくなると思います。日本で政策としてできることは、教育費を下げることです。高等教育の無償化を大胆に行うことで、40~50代の負担は重くないという方向性を若者に示すことが重要だと思います。

●今後の経済分析の課題

——今後、経済分析を行うにあたって、政府に対応してほしい点などがあれば教えて下さい。

(小寺氏) 政府には、統計調査の個票データの利用率を

上げて欲しいと思います。民間は使える個票データがほぼありません。特に今回のコロナ危機では、各経済主体間で受けた影響の「異質性」が高いことが特徴です。例えば、家計間の消費に異質性があっても、GDPの個人消費では属性別の消費は分かりません。多くの統計調査でも、集計されたもののみが利用可能であり、どういった方が特に困っているのか知ることはできません。

そこで個票データが非常に役に立ちます。個票データ等で異質性を考慮した分析を行うことで、今回の危機下で特に援助が必要な経済主体の把握に寄与すると思います。政府内でこうした分析が難しければ、個票データの利便性を高めることで、大学や民間企業が積極的に分析を行うようになると思います。コロナ危機では、個票データ活用の余地は非常に大きいと思います。

内閣府でもビッグデータを活用されていますが、政府の強みの一つは、民間ではなかなか担えないビッグデータに対するR&Dを実行できる点です。例えば、ビッグデータを活用した景気判断は、民間では収益性の点から困難ですが、政府なら一定の予算を投入して研究することができるため、積極的な関与が重要だと思います。

(遠藤氏) 財政の問題も気になっています。今は緊急の状況なので一定程度の財政拡大はやむを得ないと思いますが、一方でいつか金利が急騰する場面が来るかもしれません。金利の急騰は、一旦発生すると国民生活に非常に大きなダメージを与えます。警戒の意味も込めて、分析を進めておくことは大事ではないかと思います。

世界銀行の松岡氏が今年6月に、国債の海外保有比率が20%を超えると金利が急上昇するリスクが高まるとするレポートを発表されました。日本の国債海外保有比率は9%程度ですのでまだ距離がありますが、今後少子高齢化が進行する中では海外保有比率が高まる可能性もあります。金利の急上昇など財政が危機的な状況に陥るまでの距離感といった分析は、将来のリスクに備える上で、特にこの時期だからこそ重要だと思います。

(聞き手：内閣府政策統括官(経済財政分析担当) 付参事官補佐(総括担当) 坂井 潤子)

(本インタビューは、令和2年12月4日(金)に行いました。所属・役職はインタビュー当時のものです。なお、インタビューの内容は、以下のページからご覧いただけます。

http://www.esri.go.jp/jp/seisaku_interview/seisaku_interview2012.html

トピック

コロナ危機：日本経済変革のラストチャンス

—令和2年度経済財政白書より—

政策統括官（経済財政分析担当）付 参事官（総括担当）付
吉田 一貴

本年の白書は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響による急激な景気後退と、そこからの再起を進める日本経済の現状と課題について分析している。また、働き方改革とその成果、女性の就業促進と希望出生率の実現に向けた動き、そして「新たな日常」への移行に不可欠となるデジタル化に関する動向や課題についても考察している。

第1章 新型コロナウイルス感染症の影響と日本経済

第1章は景気動向をまとめている。我が国経済は、感染症の影響により、個人消費を中心とした大幅な内需の減少と、諸外国への輸出が大幅に減少したことにより、これまでにない厳しい状況に陥った。

感染症拡大による需給の緩みは世界中で生じており、当面はデフレ圧力の顕在化に注意を払う必要がある。需要の弱さは設備投資にも影響し、投資不足が長引けば、潜在成長力が低下することになる。潜在成長力の低下は、デフレリスクを緩和するものの、中長期の成長経路が下振れするというより深刻なリスクの顕在化を意味している。感染防止を図りながら需要の喚起、回復を図ることが極めて重要になっている。

また、景気循環の視点から経済を眺めると、2012年11月から始まった大型の景気拡張局面では、これまでに以上に雇用動向が景気変動に影響し、雇用構造の変化が外生的な経済ショックへの頑健さを生み出しつつ、自律性の高い生産、所得、消費の循環を形作っていたという特徴がある。当面、感染症の影響は残るものの、経済活動との両立を図るとともに、内需の持ち上げが必要である。特に、生産年齢人口の減少が続く中、ソフトウェアやIT投資、人的投資を促すことで生産性の高い供給体制を構築し、同時に、感染防止策を講じる下で需要を充分発現させることが出来れば、再び自

律性の高い経済成長軌道へ復することは可能である。

第2章 感染症拡大の下で進んだ柔軟な働き方と働き方改革

感染症の拡大は働き方にも大きな影響を与えた。過年度から一億総活躍の下での女性や高齢者の就業を促進し、同時に働き方改革を進めてきており、残業時間の抑制や有給休暇取得を促してきた。感染症の影響による休業の広がりを反映し、総労働時間は大きく減少したが、こうした取組の成果も含まれている。ただし、長時間労働者は依然として一定割合で存在しており、企業は柔軟な業務の調整ができる体制構築や社内慣行の見直しに取り組む必要がある。

また、感染症の拡大によって東京を中心に時差通勤やテレワークが広く浸透した。同じ業種でもテレワーク経験者の方が未経験者よりも「テレワークができない職種」との回答が少なく、実際やってみると適応可能な部分が見つかった可能性がある。2020年4月より大企業に施行されたパートタイム・有期雇用労働法への対応については、2020年夏の特別給与において、パートタイム労働者への一時金の支給実施を反映した動きがみられた。

こうした働き方改革の具体的な取組が雇用や生産性に与える影響を定量的に分析すると、取組ごとに異なる効果が推計された（図表1）。また、テレワークの実施は生産性に有意にプラスの効果があることが示されたが、時間管理方法の改善や成果主義を踏まえた裁量労働制の導入等の雇用管理の見直しと相まって、テレワークを定着させることで、生産性上昇に寄与することが期待される。

図表1 有給休暇取得、残業時間抑制への取組が雇用や生産性に与える効果

取組／効果	有休日数／残業時間	労働時間（正社員）	労働時間（非正規）	全要素生産性（TFP）	離職率	入職率	中途採用率	女性正社員	女性管理職	高齢者雇用
有給休暇取得目標の設定	↑	↓	-	-	-	↑	↓	-	-	-
残業時間の結果の公表	↓	↓	↑	-	-	-	-	-	↑	-

第3章 女性の就業と出生を巡る課題と対応

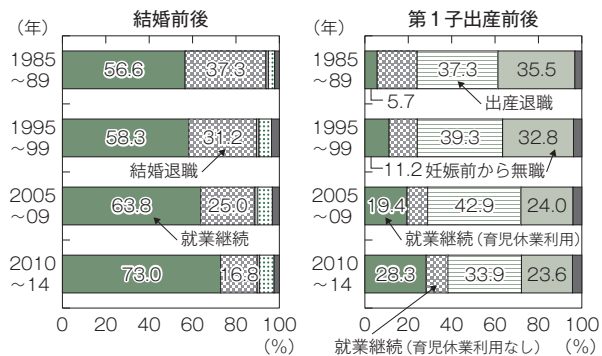
働き方改革と並んで重要な政策課題は女性活躍の推

進である。今回の景気拡張局面は、女性雇用者が大きく増加した点の特徴である。子育て世代と考えられる時期の女性就業率は、国内外ともに低下傾向がみられるが、就業希望者にとって、これがキャリアの断絶にならず、休職・休業が一時的なものに出来るよう、継続就業への道を拓ける必要がある。保育環境の整備は、量的拡充を通じて、女性の就業を促すと考えられ、育児休業にも就業促進効果が期待できる。しかし、男性の育児休業取得は未だ極めて少数であり、就業者の意識の変化や政策面での一層の後押しが求められる。

国際比較でも国内の都道府県比較でも、就業率の高い地域では出生率も高いという傾向はみられるが、国内の動きを年齢別にみると、就業率と出生率に関係性はみられず、就業率はいずれの年齢階級でも年々上昇し、出生率は30歳代で年々上昇している。これは、就業促進等のための環境整備と同時に、出産年齢の高齢化が進んでいるためである。我が国の出生率の低下要因は、特に未婚率の上昇による影響が大きいと考えられ、女性の就業が出生に悪影響を与えているとは言えない。

また、女性の継続就業は結婚・出産といったライフイベントにおいて変化することが多い。結婚退職は減少しているが、第1子の出産前後で3割が退職している（図表2）。感染症の拡大による生活様式の急激な変容は、夫婦の家事・育児分担にも影響を与えており、プラスの面もある。引き続き、働き方改革を進め、誰にとっても働きやすい環境を整備するとともに、子どもを産み育てやすい社会の形成が求められる。

図表2 妻の就業変化



第4章 デジタル化による消費の変化とIT投資の課題

感染症を克服する「新たな日常」に向けて、消費面では既に大きな変化が生じている。感染症拡大防止の

観点から注目されているEC（電子商取引）は、緊急事態宣言以降、高齢世帯の利用に広がりが見られており、すそ野広く定着していくと見込まれる。

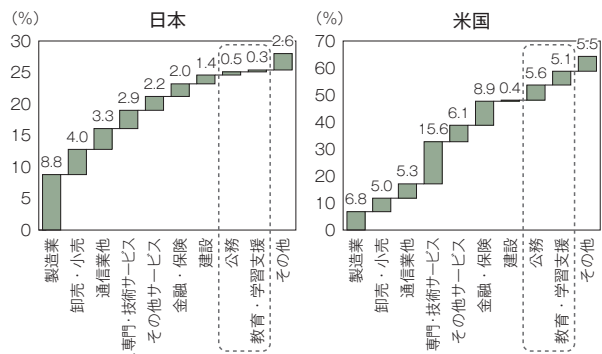
また、インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングやサブスクリプション（定額制）といった新しい消費・契約形態も広がりを見せている。

こうした新たな消費生活を支えるためにはIT・ソフトウェア関連投資が不可欠となるが、我が国の従業者一人当たりソフトウェア装備率は他の先進国に比べて見劣りしている。ソフトウェア装備率を高めることは労働生産性にプラスであるほか、省力化に向けたIT投資はバックオフィスの労働時間削減に効果があるため、IT・ソフトウェア投資を加速する価値がある。

また、感染症の広がりにより明らかとなった、公的部門のIT化の遅れは、国際比較においても顕著であり、早々に改善・是正を図ることが求められる。

さらに、今後のデジタルイノベーションに必要なIT人材も不足していることが懸念される。IT人材の総数不足だけでなく、欧米各国との比較からは、我が国のIT人材がIT関連産業に偏っていることが明らかになった（図表3）。

図表3 IT産業以外でIT人材が従事する産業内訳



米国では公的部門にもIT人材が1割以上所属しているのに対し、我が国は1%にも満たない。各産業に広くIT人材がいること、つまり、システムのユーザー側にある程度のIT人材が所属することは、ユーザーのニーズに合致した、合理的・効率的なIT投資やスムーズなIT運用が進む基礎となる。公的部門の改革に合わせて、IT技能を有する人材が広く産業に雇用されていくことで、「新たな日常」に向けた社会変革が実現できると期待される。

吉田 一貴（よしだ かずき）

経済財政政策部局の動き：政策の動き①

Withコロナの暮らしと満足度

—働き方の観点から—

政策統括官(経済社会システム担当)付
参事官(総括担当)付
松谷 周一郎*

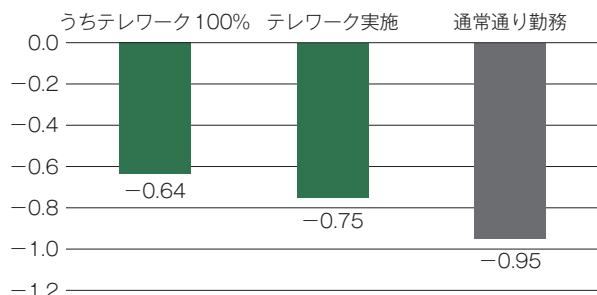
はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、外出自粛、テレワークやオンライン授業など、多くの人が今まで経験したことのない暮らしを余儀なくされた。本稿では、感染症拡大による暮らしの変化に伴う人々の満足度の変化について、本年9月11日に内閣府が公表した『「満足度・生活の質に関する調査」に関する第4次報告書』などを基に、働き方の観点から分析した結果の概要と示唆の一部を紹介したい。

テレワークの普及と満足度への影響

感染拡大の影響により、我が国でこれまで導入が十分に進んでこなかったテレワークが急速に普及した。「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(以下、「内閣府調査」という。)によると、就業者全体の34.6%がテレワークを経験し、うち東京都23区に限れば55.5%がテレワークを経験した。では、テレワークの導入は人々の満足度にどのような影響を与えたのであろうか。内閣府調査によると、以下のとおりであった(図表1)。

図表1 仕事満足度の低下幅(拡大前—影響下)



テレワークを経験した就業者の仕事満足度の低下幅は0.75となっており、通常通り勤務した就業者の0.95よりも、低下幅が小さい。また、テレワーク実施率が100%の就業者の仕事満足度低下幅は0.64となり、テ

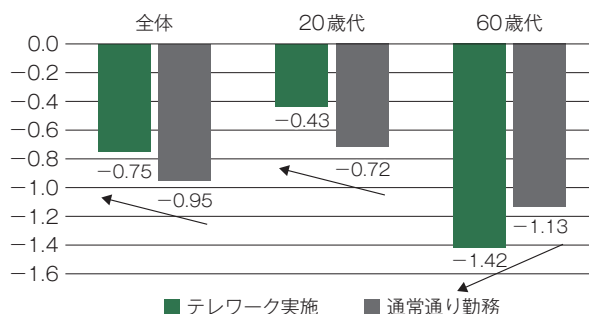
レワークの実施率が高いほど、満足度にプラスの効果を持つことがみてとれる。テレワークによるメリットとして、無駄な会議の見直しにつながることで、自分の仕事に集中できること等が指摘されている。こうした理由で、テレワーク経験者の仕事満足度の低下幅が縮小しているのではないかと考えられる。

テレワークの普及に必要な課題の示唆

テレワークの普及は人々の満足度を向上させる可能性がある一方で、その普及には課題もあることがわかった。内閣府調査によると、テレワークの普及に必要なこととして、「社内の打合せの見直し」、「ペーパーレス化」、「社内システムへのアクセス改善」、「社内外の押印文化の見直し」等が上位の回答として挙げられた。

また、テレワークと仕事満足度の関係を年代別に見ていくと、以下のとおりであった(図表2)。

図表2 テレワークの実施の有無と仕事満足度の年代別変化



20歳代においては、テレワーク経験者は通常通り勤務した就業者よりも仕事満足度の低下幅が小さい。一方、60歳代では、テレワーク経験者の方が満足度の低下幅が大きい。若者は新しい働き方であるテレワークに馴染みやすい一方、60歳代ではテレワークに馴染みづらい可能性が示唆される。

終わりに～今後の方向性について～

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人々の生活は大きく変容した。上述したテレワークの急速な普及等、通勤しなくても働くことができる環境づくりは進みつつある。しかしそれは満足度を向上させる可能性がある一方で、課題もあることが示唆された。

このことから、人々の満足度とその背景にある社会的条件等について継続的に調査を行い、有効な示唆を得ていくことが重要である。

松谷 周一郎(まつたに しゅういちろう)

*山梨県庁より内閣府に派遣

経済財政政策部局の動き：政策の動き②

「教育」と人々の満足度

政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（総括担当）付

森近 祐介*

はじめに

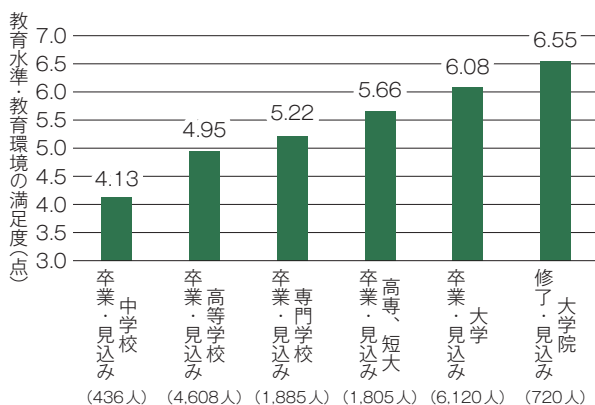
教育は、個人に対して読書や芸術といった本質的な楽しみをもたらす活動を可能にし、高度な教育を受けることは仕事の報酬や雇用の状況にも良い影響を与え得る。また、社会全体においても政治的・経済的な安定性等の利益を生み出すものである。

本稿では、本年9月11日に内閣府が公表した「『満足度・生活の質に関する調査』に関する第4次報告書」を基に、教育に関して得られた示唆の一部を紹介したい。

「教育水準・教育環境」の満足度と最終学歴との関係

「満足度・生活の質に関する調査」の回答者の最終学歴と「教育水準・教育環境」の満足度との関係を見ると次のとおりとなる（図表1）。

図表1 回答者の最終学歴と「教育水準・教育環境」の満足度



最終学歴が高いほど、「教育水準・教育環境」の満足度が高い傾向が見られ、中学校卒業・見込みの者と大学院修了・見込みの者とは2ポイント以上の大きな差がある。

この傾向は、回答者の年齢層や世帯年収といった属性を調整しても確認でき、「教育水準・教育環境」の満足度と回答者の最終学歴の間には相関関係があると言える。

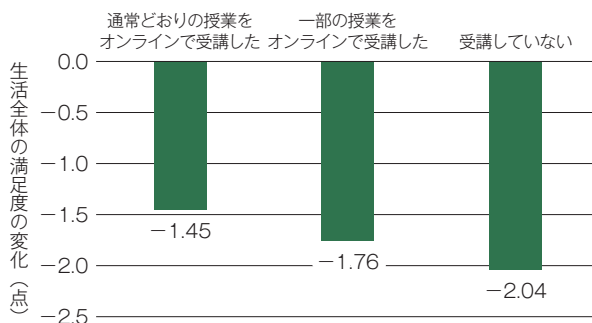
また、都道府県別の「教育水準・教育環境」の満足度の平均値と「大学進学率」の間にも相関があり（相関係数0.466）、「大学進学率」が「教育水準・教育環境」の満足度・生活の質を表す指標群の一つとして有効であることが示唆される結果となった。

オンライン授業と生活全体の満足度

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」と記載）の拡大は、人々の生活に大きな影響をもたらした。現在では対面授業が一部再開されているが、多くの大学では感染症の拡大に伴い、授業の休止やオンライン授業が実施された。では、オンライン授業の受講の有無によって、感染症の拡大前後における学生の生活全体の満足度の変化に差はあるのだろうか。

内閣府が本年5月に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、次のとおりであった（図表2）。

図表2 大学生・大学院生のオンライン授業の受講と生活全体の満足度の低下幅



オンライン授業を受講していない学生と比べて、通常どおりの授業をオンライン授業で受講した学生は、満足度の低下幅が小さいことが分かる。感染症拡大に対応するためのオンライン授業の実施は、学生の生活全体の満足度に正の効果を与えたと言える。

おわりに

教育分野では今後、効果的な遠隔・オンライン教育の実現や、ICTの利活用による全ての児童生徒に個別最適化された学習計画の作成などといった取組が進められることとなっている。

人々の教育に対する意識や期待は、時代や社会のあり方により変容するため、引き続き、人々の満足度とその背景にある経済的・社会的条件について調査を行い、時代に即した示唆を得ていくことが重要である。

森近 祐介（もりちか ゆうすけ）

*香川県庁より内閣府に派遣

経済理論・分析の窓

インフレ期待と家計消費：
個票を用いた実証分析

横浜市立大学 国際マネジメント研究科 博士後期課程1年

菊池 淳一

経済社会総合研究所 主任研究官
横浜市立大学大学院 国際マネジメント研究科 客員准教授

中園 善行

研究者や政策立案者の間で、「期待」に対する関心が高まっている。その背景には、先進諸国の中央銀行が実施している期待に働きかける金融政策運営がある。期待に対する関心が高まる一方、期待という直接観察できないものを研究対象としているため、期待に関する研究はまだまだ発展途上にある。本稿では、人々の期待の中でも、高い関心が払われている物価に関する期待、「インフレ期待」と消費の関係性について、既存研究の紹介と筆者が豊富な情報を含む個票データを活用し、分析を行った結果を紹介する¹。

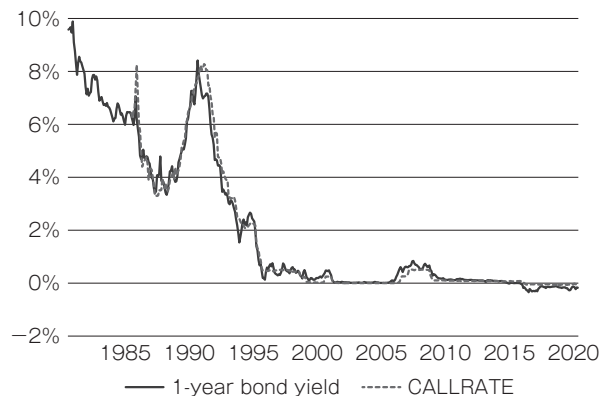
人々の期待に働きかける金融政策

各国の中央銀行は、新たな金融政策として、人々の期待に働きかけるという手段をとっている。先進諸国の中央銀行はこれまで主に政策金利を管理することで、金融引締・金融緩和を行ってきた。しかし、主な金融政策の手段であった政策金利がゼロになっている。図1は、日本の短期名目金利と政策金利の推移を示している。1995年頃から金利はほぼゼロに近づき、2010年以降はゼロになっている。このような状況下で人々の「期待」、特に物価見通しである「インフレ期待」に働きかける政策がとられている。人々のインフレ期待を高めることで、足もとの消費を刺激することが目的である。

インフレ期待と消費の関係性は理論的に支持されているものの、理論が現実と整合的かどうかは明らかになっていない。消費のオイラー方程式とフィッシャー方程式によれば、経済主体はインフレ期待が高まると、将来と比較して現在の消費への配分を増やす。期待に働きかける金融政策は、この関係性をもとに設計

されている。しかし、実証研究において、現実におけるインフレ期待と消費の関係性が理論と整合的かどうかは明らかになっていない。

図1 日本の短期名目金利及び政策金利の推移



(出典) 財務省、日本銀行より作成

インフレ期待と消費の関係

インフレ期待と消費の関係性を分析した既存研究がいくつか存在するが、結果は一致していない。Bachmann et al. (2015) は、アメリカの家計のデータを用いて、インフレ期待と消費への態度の関係性を分析している。分析の結果、インフレ期待が高まったとしても、消費への態度が積極的になることはなかった。また、ゼロ金利制約下においては、インフレ期待が高まると、消費への態度は消極的になることを示している。すなわち、Bachmann et al. (2015) では、理論が現実と整合的ではないことを示している。一方、Ichiue and Nishiguchi (2015) は、理論が現実と一致していることを示している。日本のデータを用いて、インフレ期待が高まると、現在の消費を増やすということを明らかにしている。このように、インフレ期待と消費の関係性について、理論が現実と一致しているかどうかは明らかになっていない。

個票データの活用

上述のインフレ期待と消費の関係を分析した既存研究の問題点は、消費のデータが質的なデータであることである。Bachmann et al. (2015) も Ichiue and Nishiguchi (2015) も、アンケート調査の結果を消費のデータとして分析を行っている。すなわち、消費に関するデータが「消費を増やしたか減らしたか」で

1 詳細は、ESRI Discussion Paper No. 353「インフレ期待と家計消費：個票を用いた実証分析」を参照。

あったり、また実際の購買情報ではないデータなのである。そのため、消費のデータが実際の購買行動を反映しているかどうか、またインフレ期待の消費への影響の程度の分析ができないなどの問題が生じている。

そこで、筆者は既存研究の問題を乗り越えるべく、インフレ期待のデータと実際の購買情報を接続して、インフレ期待と消費の関係性を分析した。具体的には、日本の家計5万人を対象にしたインターネット調査を行い、インフレ期待のデータを収集した²。そして、インターネット調査対象者の実際の購買データをインフレ期待のデータに接続した。購買データには、対象者がいつ、どこで、何を、いくらで、どれだけ購入したのかが記録されている。この個票データを活用することで、既存研究で問題点だったデータの限界を乗り越え、分析をさらに深めることができる。

異時点間の代替の弾力性の推計

筆者が構築したデータは、既存研究の分析を深めるだけでなく、異時点間の代替の弾力性 (Elasticity of Intertemporal Substitution : 以下、EIS) の構造的な推計を可能にする。EISは、実質金利の変化に応じた消費配分の変化をとらえるパラメータである。EISはマクロ経済政策のみならず、ミクロ的な観点から見ても、政策効果を推定するために重要なパラメータである。すなわち、EISの大きさによって、マクロ経済政策の効果も大きく変わり得るのである。Hall (1978) 以降、多くの研究者がEISの推計を行ってきた。EISの推計値は0ではないというコンセンサスが得られているが、いまだ推計値には幅がある。EISの推計を行う上で、データの制約がしばしば問題になる。すなわち、推計のためには、消費のデータや経済主体それぞれが直面している実質利率のデータが必要になるのだが、これらを網羅しているデータは少ない。そのため、EISを推計した既存研究では、経済主体が直面している実質利率は一定であるといった強い仮定を置いて推計を行ってきた。しかし、筆者が構築したデータはEISの推計のために必要なデータを網羅しているため、強い仮定を置かずに、直接EISを推計することができる。

分析から得られた知見

インフレ期待と消費の関係性を豊富な情報を含む個票データを活用して分析を行った結果、以下3つの結論が得られた。

1つ目に、家計はインフレ期待が高まると、足もとの消費を増やすことが明らかになった。家計は、将来物価が上昇すると予想すると、現在と将来の消費配分を変更することが分かった。すなわち、理論が現実と一致していることが示された。

2つ目に、EISはおよそ0.1程度であることが明らかになった。EISの推計値は統計的に有意であり、頑健な結果であった。既存研究では、EISはおよそ0.2から1.0程度であったが、筆者の分析の結果は、既存研究よりも少し小さく推計された。理由としては、筆者が使用しているデータに耐久消費財の購買データが含まれていないことが考えられる。

3つ目に、インフレ期待と消費の関係性は家計ごとに異質であることが明らかになった。具体的には、流動性制約に陥っている家計は、インフレ期待が高まったとしても、足もとの消費を増やさず、むしろ減らしているということが明らかになった。理論的には、流動性制約に陥っている家計とは、借金ができず、その日稼いだ分をその日のうちに消費をしている。そのため、消費計画を容易に変更することができない。この分析結果から、流動性制約下の家計は、将来物価が上昇すると予想すると、将来の物価上昇に備えて、足もとの消費を減らして貯蓄に回しているということが示唆された。

参考文献

- Bachmann, R., Berg, T., and Sims, E.(2015) "Inflation Expectations and Readiness to Spend: Cross-Sectional Evidence," *American Economic Journal: Economic Policy*, 7(1), 1-35.
- Hall, R.(1978) "Stochastic Implications of the Life Cycle-Permanent Income Hypothesis: Theory and Evidence," *Journal of Political Economy*, 86(6), 971-987.
- Ichiue, H., and Nishiguchi, S.(2015) "Inflation Expectations and Consumer Spending at the Zero Bound: Micro Evidence," *Economic Inquiry*, 53(2), 1086-1107.

菊池 淳一 (きくち じゅんいち)

中園 善行 (なかぞの よしゆき)

2 株式会社インテージによる「景況感に関する自主企画調査」によって収集されたインフレ期待に関するサーベイを活用した。

経済財政諮問会議の理念と歩み

経済財政諮問会議の理念
と発足までの経緯 (7)

流通科学研究所 副所長(元内閣府審議官)

前川 守

今回も、(9) 経済財政諮問会議の議員、に関する説明の続きから述べる。

⑥議員の任期

第二十三条 前条第1項第六号及び第七号に掲げる議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。

i) 第六号及び第七号の議員のみに任期を定める理由

内閣府設置法(以下、「設置法」という。)第二十二條第1項第一号~五号に定める議員は、既に特別職又は一般職の国家公務員に任命されている者を、「職名」で指定している。職名指定であるから、個人の資質により指定されるのではなく、例えば〇〇大臣という所掌する行政事務の職務内容により経済財政諮問会議の議員となっているのであるから、当該職務が会議で必要とされる限りは議員であるべきであり、特に任期を設ける必要はない。

これに対し第六号及び第七号は、国家公務員でない者を、経済財政諮問会議の議員という非常勤の一般職国家公務員に任命するものである。従って、任期が定められていない場合は、本人が辞任を申し出ない限り同一個人がいつまでも議員を続けることになり、これは他の合議制機関の構成員の扱いと比べても余りに均衡を欠くことになるため、任期を定めている。

任期の期間は、審議会の委員等の通常例に倣い「2年」とした。補欠の議員の任期についても、通常例に倣ったものである。

ii) 内閣総理大臣が交代した場合は、任期途中でも民間議員は交代させるべきではないか、という考え方について

イ. 経済財政諮問会議の民間議員は時の総理のプレーン的な性格が強いことから、内閣総理大臣が

交代する場合は民間議員も交代するようにすべきという意見は強かった。

ロ. 同様の例としては、内閣総理大臣の交代と同時に交代することが法律上定められた職である国務大臣¹、副大臣²、大臣政務官³がある。このように、民間議員も内閣総辞職と同時にその地位を失うのが総理のプレーンの在り方という理屈である。

ハ. しかしながら、設置法の条文では、民間議員は「経済又は財政に関する政策について優れた識見を有する者」としか規定されておらず、内閣総理大臣のプレーンの性格は一切規定されていない。そのような民間議員を、政治任命の特別職である国務大臣、副大臣、大臣政務官と同様に見做して、内閣総理大臣の交代と同時に交代することを法律上規定することは、無理となったのである。

加えて次のような論理もあった。内閣府の職制は、内閣府の長が内閣総理大臣、次に内閣官房長官、特命担当大臣、その次に副大臣、大臣政務官(ここまでが特別職)で、その次が一般職の事務次官、内閣府審議官、それから政策統括官等の局長級…となっていく。民間議員は非常勤の一般職であるから、事務次官等のはるか先である。内閣総理大臣が交代した場合、大臣、副大臣、大臣政務官が交代するが、事務次官以下内閣府の幹部は交代しない。従って、これらの者を飛ばして民間議員が総理とともに交代するというのは余りに均衡を欠く。

ニ. このような論理により、民間議員を内閣総理大臣の交代とともに交代することを、法律上規定することは出来ず、民間議員交代の考え方は以下のように整理された。

ホ. 民間議員のみならず、内閣官房長官と経済財政政策担当大臣以外の議員は、全て時の総理の指定又は任命によって、議員となるものである。

従って、内閣総理大臣が交代した場合に、経済財政諮問会議の議員をいかなる構成にするかは、民間議員の交代を含めて、新たな内閣総理大臣の考えに委ねるべきものであり、新総理が民間議員を交代させるべきと判断すれば交代させればよい。

iii) 民間議員交代に関する現実の運用

2001年1月6日の経済財政諮問会議発足以来2020年

1 憲法第七十条「内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職しなければならない。」

2 国家行政組織法第十六條第六項「副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣がすべてその地位を失つたときに、これと同時にその地位を失う。」

3 国家行政組織法第十七條第六項「前條第六項の規定は、大臣政務官について、これを準用する。」

10月までの間の現実の運用を見ると、上記ii)の「経済財政諮問会議の民間議員は時の総理のブレイン的な性格が強いことから、内閣総理大臣が交代する場合は民間議員も交代するようにすべき」という考え方は、活かされている。

すなわちこの20年10か月の間に、民間議員の交代は6回しかなく、うち当初の3回は、内閣の交代と共に行われており、2年間の民間議員の任期にこだわっていない。経済財政諮問会議発足当初の民間議員が、4か月の森内閣そして5年5か月の小泉内閣の間は交代せず、2006年9月の第1次安倍内閣の成立時に初めて交代が行われたことが、前例となった。その後、2回目の交代は2008年9月の麻生内閣の成立時であり、民主党政権下（2009年9月～2012年12月）では経済財政諮問会議は休会状態で民間議員は任命されておらず、3回目は第2次安倍内閣成立時であった。第2次安倍内閣は在任期間が歴代最長と長いことから、3回民間議員の交代が行われたが、任期満了時に行われたのはうち1回（2019年1月）しかない。

このことから、民間議員の交代は、内閣総理大臣の交代又は政策の大きな変更の時に行うという原則が成立していると考えられる。

なお、日銀総裁も任期2年で任命されているが、日銀総裁の交代に合わせて議員の交代が行われている。

(10) 資料提出等の要求、協力依頼

第二十四条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係する審議会その他の関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者であって審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

i) 本条の趣旨

本条は、審議会等の根拠規定に通常設けられている関係行政機関及びその他の者に対する協力要求規定である。「資料の提出」、「意見の開陳」、「説明その他必要な協力」という例示も、通常の規定例である。

次に、通常の規定例と異なる点を2点説明する。

ii) 第1項で、関係行政機関の例として、関係審議会を明示した理由

審議会も国家行政組織法等に基づく行政機関であるので、「関係行政機関」とすれば審議会も含まれるため、別に規定しなければならない必要性はない。それを本条1項において例示として明示したのは、行政改革会議最終報告（平成9年12月）⁴等で、関連審議会との連携強化が必要とされたためである。

iii) 第2項を規定した理由

通常の審議会等の根拠規定であれば、第1項のみの規定である場合が多い。すなわち関係行政機関に対する協力要請である。

しかしながら、経済財政諮問会議は経済財政政策に加えて経済財政政策関連事項までと審議対象の範囲が極めて広いので、関係行政機関以外の者、すなわち民間の団体、大学、企業の者等に、資料の提出や説明等の協力を得ることが必要な場合が考えられるので、第2項の規定を設けたものである。

ただし、第1項では「必要がある（場合に）協力を求める」となっているのに対して、第2項では「特に必要がある（場合に）協力を依頼する」と一段慎重な規定振りとしている。また、協力を求める者についても、経済財政政策に関する高度な議論を行う本会議の性格に鑑み、「審議の対象になる事項に関し識見を有する者」という限定を付している。

iv) 協力の要求、依頼の事例

経済財政諮問会議では、議員及び臨時議員以外の者が出席して審議が行われることは極めて少ないが、最近の事例では、以下のようなものがある。

イ. 第1項の事例：平成27年第1回経済財政諮問会（1月30日）

「選択する未来」委員会会長 三村明夫

同委員会は、経済財政諮問会議の専門調査会として設けられたものであるから、三村明夫氏は広い意味で「関係行政機関の長」と解釈できる。

ロ. 第2項の事例1：平成25年第8回経済財政諮問会議（4月18日）

アライアンス・フォーラム財団代表理事 原丈人

経済財政諮問会議において、「持続的成長を実現する市場経済システムの構築にむけて」という議案を審議するに当たって、公益資本主義の研究・普及を行っている財団の代表理事である原丈人氏に資料提出と説明を依頼した。

なお、この審議を契機に、経済財政諮問会議に

4 行革会議最終報告（p20）「経済財政諮問会議の任務と重複する審議会又は審議会の任務の一部は、同会議に吸収するものとする。これに伴い、…各省に置かれる関連審議会との密接な連携を図るものとする。」

「目指すべき市場経済システムに関する専門調査会」が設置され、原氏を会長代理（会長は当時の民間議員の小林善光氏）として審議され、同年11月に報告が出された。

ハ、第2項の事例2：平成29年第3回経済財政諮問会議（3月14日）

ジョセフ・スティグリッツ コロンビア大学教授

経済財政諮問会議において、「米国等の国際経済について」という議題を審議するに当たって、2001年ノーベル経済学賞受賞者である同氏を招き、米国経済、日本経済、政府債務、グローバリゼーション等についての資料提出と説明を依頼した。

(11) 専門調査会

経済財政諮問会議の下部機関である専門調査会にも、他の合議制機関とは異なる様々な特徴がある。専門調査会については設置法上の規定はなく、第25条の規定⁵に基づき、経済財政諮問会議令で定められている。同令は全条5条の政令で、第1条と第2条が専門調査会に関する規定である。

①基本的な考え方

経済財政諮問会議は、経済財政運営に係る基本方針という国政の骨格をなす事項を扱い、内外の経済情勢の変化に迅速に対応しうる機動性が求められることから、会議本体における調査審議を原則とすべきとされた。従来の審議会等の合議制機関では、下部機関が多段階に設置され、実質的な審議は下部機関で行われ、本体機関は下部機関の審議結果を形式的に追認するのみという例もまま見られたが、それではならぬとされたのである。特に、経済財政諮問会議は、総理の下に少数の大臣と民間有識者が集まって、我が国の経済財政運営の根幹を審議する機関であるから、その機能を下部機関に代行・分掌させることはあってはならない。このため、下部機関については極力限定的な機能とし、その設置も極力限定的なものとするのが求められた。

もちろん複雑な課題に関し、専門的な下部機関が補助的な調査審議をすることを否定するものではないが、それは経済財政諮問会議のサポート機能に止まり、会議本体の機能を代替するものであってはならない。

すなわち、経済財政政策という政策の性格から、個別分野を対象とする場合でも経済財政政策全般との関連を踏まえることが要請されるため、多くの場合は会

議本体で調査審議すべきであり、補助的な調査が必要な場合も、相当程度は本体会議で行うが、どうしても不十分な場合に限って下部機関を設置して調査を行わしめる、という考え方である。このため、下部機関や構成員の名称、所掌事務、設置方法等について、通常の審議会や他の重要政策に関する会議に比べて相当な制限が加えられている。

なお、経済財政諮問会議令は、第1条が専門委員の規定、第2条が専門調査会の規定となっており、専門調査会に属さない専門委員も可能であるが、実際には専門調査会に属さない専門委員はいない。

②専門委員

第一条 内閣総理大臣は、内閣府設置法第十九条第1項第一号及び第二号の調査審議並びに同項第三号の意見具申の前提となる特定の専門的事項を調査させるため必要があるときは、経済財政諮問会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該特定の専門的事項に関し、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該特定の専門的事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

i) 「専門委員」という名称とした理由

上記①の基本的考え方を踏まえ、本体会議のサポート機能に止まるということから、「中央省庁等改革に関する方針」（平成11年4月27日閣議決定）の「Ⅱ審議会等の整理合理化に関する基本的計画」別紙2審議会等の組織に関する指針（以下「指針」という。）で示された、通常の委員以外の3つの名称（臨時委員、特別委員、専門委員）のうち一番権能が弱く、議決権を持たない補助的委員の名称である「専門委員」としたものである。

ii) 調査対象を「前提となる特定の専門的事項」とする理由

会議本体での調査審議が原則であることから、調査対象を「前提となる」、「特定の」、「専門的事項」と3重に限定している。

イ、前提となる：会議本体の審議事項である「内閣府設置法第十九条第1項第一号及び第二号の調査審議並びに同項第三号の意見具申」そのものでは

5 内閣府設置法第二十五条「第十九条から前条までに定めるもののほか、会議の組織、所掌事務及び議その他の会議に関して必要な事項は政令で定める。」

なく、会議本体の審議事項の材料となるものを提供するという意味で、「前提となる」が用いられている。

ロ. 特定の：「特定」という用語は、「一般」、「全体」の反対の意味を表す場合が多い。縦割りでも横割りでも部分的なものであり、総合性・全体性を持つものではない、という意味である。

検討過程では「個別的」という案もあったが、規定例をみると、「複数のものを一括して扱うのではなく、個々のものの特性等に着目して別々に対応すること」という意味で使われることが多い。従って、「個別的」とした場合は、縦割的な個別の分野ごとの調査しか行えず、複数の分野横断的な計量モデルによる分析や、分野横断的アンケート調査等の手法を用いた調査は、「個別的」の範囲を越えており行うことができないと判断される懸念があったため、「個別的」という文言は用いないこととした。

ハ. 専門的事項：経済の個別の分野（財政、金融、産業、貿易、雇用等）に関する調査、または専門的手法（計量モデル、多変量解析等）を用いた調査であり、会議本体が審議する政策の選択肢の作成等の会議本体の機能を代替するような調査は行えない、という意味である。

iv) 専門委員を置く場合に「会議の意見を聴いて」とした理由

審議会等の合議制機関の専門委員については、「○審議会に、専門的事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。」とするのが通常例であるが、高度の機能・責務を有する経済財政諮問会議本体の主導性を確保するため、会議の意思を何らかの形で関与すべきとされた。「会議の議決により」とすると会議の意思が強く出過ぎて、任命権者である内閣総理大臣の権限を縛りかねないので、「会議の意見を聴いて」とした。

専門委員の任命権者はあくまでも内閣総理大臣であるので、会議は個別の人選に関して意見を述べるのではなく、ある特定の事項について専門委員を置く必要性に関して意見を述べるものである。

なお、総合科学技術会議、男女共同参画会議においても、専門委員を置く場合には同様に「会議の意見を聴いて」と規定されている。しかしながら、中央防災会議については、単に「中央防災会議に、専門的事項を調査察せるため、専門委員を置くことができる。」とされており「会議の意見を聴いて」とは規定されて

いない。これは、同じ重要政策に関する会議であっても、総合科学技術会議と男女共同参画会議は、前身となる会議があったにせよ新規に設置された会議体であるのに対して、中央防災会議は従来の会議体がそのまま重要政策に関する会議に移行したという出自の違いによる。

v) 他の重要政策に関する会議の下部機関との違い

各会議の審議対象の違いからも、経済財政諮問会議の下部機関が扱う範囲は限定されている。すなわち、経済財政諮問会議の専門委員の調査対象が「前提となる特定の専門的事項」となっているのに対し、他の三会議の専門委員は単に「専門的事項」（総合科学技術会議令第一条第1項、男女共同参画会議令第一条第1項、災害対策基本法第十二条第6項）とのみ規定されている。

これは、経済財政諮問会議については、補助的な調査が必要な場合でも、経済政策の持つ全般性・連鎖性等から、経済財政運営に係る基本方針との関連を踏まえて調査することが必要であり、専門調査会ではなく会議本体で調査することが望ましいとされたためである。

これに対し、他の三会議の調査審議の対象は、経済財政政策ほどには全般性・連鎖性が要請されない。総合科学技術会議は、数学・物理学・生物学等の自然科学から、人文科学・社会科学まで多種広範な分野が対象であり、中央防災会議は、災害には地震、津波、台風、土砂崩れ、噴火等様々な形態があり、また個別災害ごとの特殊性が強い、男女共同参画会議は政府のあらゆる施策が対象であることから、それぞれ下位分野が広く自律性が高いため、専門委員による補助的調査が必要となる。

また、法律上の所掌事務からも、調査審議と意見具申の経済財政諮問会議に比べ、他の三会議は以下のような所掌事務を持っているため、専門委員による補助的調査の必要性は経済財政諮問会議に比べて高いと判断された。

- ・総合科学技術会議：国家的に重要な研究開発の評価
- ・中央防災会議：防災基本計画、非常災害緊急措置計画の作成及び実施の推進
- ・男女共同参画会議：政府の施策の実施状況の監視、影響調査（以下次号）

前川 守（まえかわ まもる）

最近のESRI研究成果より

大型ダイナミックファクターモデルによる景気分析と経済の構造変化について

経済社会総合研究所 景気統計部 研究専門職
間 真実

はじめに

技術革新とそれに伴う産業構造の変化、人口動態の変化、金融市場や労働市場の変容といった経済の構造変化は、景気循環を適切に捉えるという課題においては常に考慮すべき事項といえる。これは、広範にわたる経済指標の連動関係で景気循環を計測する場合、経済の構造変化によって経済指標ごとの他指標との連動性が変化することで、景気循環の性質が変化すると考えられるからである。以下では、景気循環の捕捉における経済構造変化の問題性について大型ダイナミックファクターモデル（DFM）の枠組で実証分析した研究「大型DFMによる景気分析と経済の構造変化について」（ESRI Discussion Paper No.357）を紹介する¹。

分析の枠組

DFMは、観測される複数の変数を観測されない少数の共通因子で説明するモデルであり、次式で表される。

$$X_{it} = \lambda_i' F_t + \varepsilon_{it} \quad (i = 1, \dots, N; t = 1, \dots, T)$$

ここで、 X_{it} は変数*i*の時点*t*における値、 F_t は $r \times 1$ のベクトルで*r*個の共通因子の時点*t*における値、 λ_i は $r \times 1$ のベクトルで変数*i*の共通因子に対する係数、 ε_{it} は誤差項である。右辺第1項 $\lambda_i' F_t$ を共通成分、第2項 ε_{it} を個別成分と呼ぶ。DFMにより多数の経済指標について共通成分と個別成分の分解を行うことで、幅広い経済指標で共通にみられる変動としての景気循環を表現できる。DFMを構成する*N*個の変数のうち先験的に一致指標として基準となる経済指標の共通成分の動きから景気変動を計測することができる。即ち、基準となる指標の共通成分を景気指数とする。なお、*N*個の変数が、一致系列だけでなく先行・遅行系列を含む場合、共通成分には共通因子のラグも入れなければならないが、その場合は $\tilde{F}_t \equiv (F_t', \dots, F_{t-p}')'$ のよう

に共通因子を再定義すればよい。

本研究では、日本経済に関する330の月次系列から成るDFMを、共通因子の数も含めて、主成分分析の手法により推計した。これらの系列は、生産、消費、雇用、物価など広範に及ぶ経済活動を産業や経済主体の属性区分により細分化したレベルで捉えた指標である。これらに、景気指数を作成すべく四半期GDPを追加した。月次DFMに四半期系列を含める際の推計方法としては、Stock and Watson (1998)に従った。データの期間は、1983年2月から2018年10月までである。全期間の標本で共通因子の数は3ないし4と推定された。

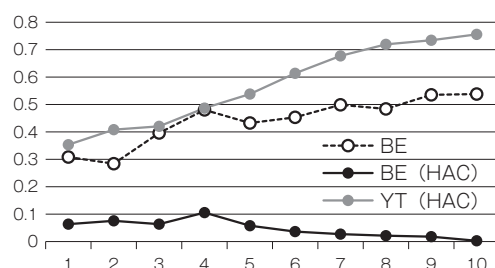
構造変化の検定

経済指標のDFMでは、係数 λ_i の値が時間軸方向に変化することを経済の構造変化と考えることができる。例えば、産業構造の変化に伴って、ある産業の生産水準のトレンド周りの変動は、共通因子との連動性を失っていくかもしれない。

DFMの構造変化検定には、個別指標ごとの構造変化に関する検定と、全指標をひとまとまりに考えたモデル全体の構造変化に関する検定の2種がある。前者としてBE検定及びYT検定、後者としてCDG検定及びHI検定を行った。

BE検定は、DFMを構成する各系列について、「構造変化なし」を帰無仮説とする検定である。ただ、対立仮説の下では共通因子の数が過大推計され、そのことがBE検定の検出力を低下させるという問題があり、これに対処したのがYT検定である。図表1にBE検定とYT検定の結果を示す。横軸は共通因子の数、縦軸は帰無仮説が5%水準で棄却された系列の割合である。

図表1 個別指標ごとの構造変化検定の結果



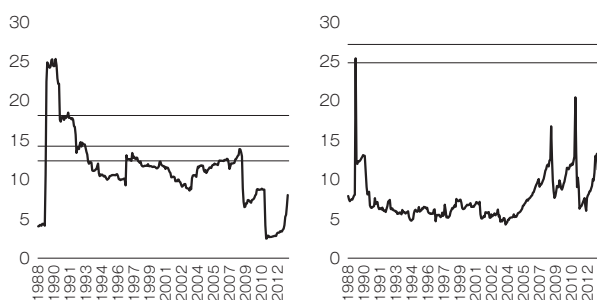
黒色点線BEと黒色実線BE (HAC)は共にBE検定であるが、前者は個別成分の均一分散・系列自己無相関の仮定の下での検定、後者は個別成分の不均一分散・系列自己相関を許容した検定である。灰色実線

1 本稿引用の文献は紹介論文の引用文献リスト参照。

YT (HAC) は、YT検定（個別成分の不均一分散・系列自己相関を許容）である。共通因子数5以上ではBE検定の検出力の低下がみられるが、推定された共通因子数3から4の範囲では問題ないことが分かる。構造変化の時点を未知とする図表1の検定では、330系列のうちの4から5割で構造変化が認められる（構造変化の検定は標本期間の両端にマージンを必要とするため、構造変化を考える期間は1988年7月から2013年6月までである）。また、結果をここには示さないが、構造変化の時点を特定した場合の検定では3割程度である。

モデル全体の構造変化に関する検定であるCDG検定とHI検定は、係数 λ_i の全系列分をひとつにまとめた行列について変化がないことを帰無仮説として、構造変化によって共通因子 F_t の共分散行列の推定値が変化することを利用した検定である。CDG検定はHI検定よりも用いる情報が少ない代わりに処理が容易である。シミュレーション分析によると、多くの場合2つの検定に差異はないが、既存の共通因子が消滅したり新たな共通因子が登場するタイプの構造変化に対してはHI検定の方で検出力が高く、小規模標本ではCDG検定の方で検出力が高い。モデル全体の構造変化検定では、共通因子数の過大推定に伴う検出力低下の問題は生じない。CDG検定とHI検定の結果を図表2に示す。左はCDG検定統計量、右はHI検定統計量である。

図表2 モデル全体の構造変化検定の結果

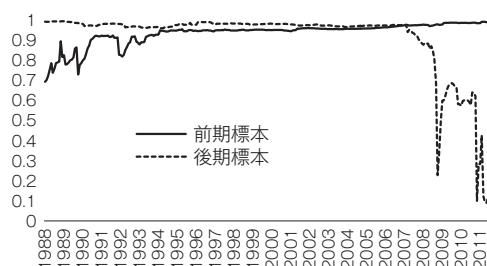


各グラフで、横軸は構造変化点、縦軸は検定統計量の大きさを示す。水平線は、構造変化点を未知とする検定について、下から順に10%、5%、1%（HI検定では、10%、5%）有意水準の臨界点を示す。グラフの最大値が臨界点を上回れば、この期間に構造変化があったと判断できる。CDG検定はバブル崩壊（1991年）前後の時期の構造変化を示し、HI検定も10%有意水準でバブル崩壊の時期の構造変化を示している。このほか、HI検定統計量は、リーマンショック（2008年）と東日本大震災（2011年）の時にも増大している。

構造変化の景気指数への影響

本研究では、構造変化の景気指数への影響をみるために、構造変化点として想定する時点の前後で標本を分割しそれぞれの部分標本のDFMに基づいて推計される景気指数と、全標本による景気指数との相関を確認した。図表3に、2つの部分標本による景気指数のそれぞれと全標本による景気指数の相関係数を示す。

図表3 分割標本と全標本による景気指数の相関



グラフの横軸は標本の分割時点で、縦軸が相関係数の大きさを示し、実線は前期標本、破線は後期標本に対応する。この結果によると、リーマンショックと東日本大震災については、後期標本で推計される景気指数と全標本による景気指数の相関が大きく低下するが、前期標本の景気指数については、2つの時点以降も安定している。標本期間に占める「構造変化後」の期間の割合が前期標本では推計結果に影響するほどには大きくないことによると考えられる。

上記の2時点を例外として、部分標本と全標本の景気指数の相関は安定して高く、これは、「共通因子数の過大推定のために構造変化が共通成分自体の推定には影響しない」という計量理論に適う結果である。

まとめ

本研究では、80年代末以降の日本経済について330系列の大型DFMを推計し、構造変化の検定を行った。個別系列に関する検定では3~5割の系列に構造変化が認められ、モデル全体では、バブル崩壊、リーマンショック、東日本大震災の時の構造変化が示唆された。

また、構造変化が景気指数へ及ぼす影響についての分析では、リーマンショックと東日本大震災の2つの時点を除いては、大型DFMに基づく景気指数への構造変化の影響が軽微であることが確認された。

参考文献

Hazama, M., "Economic Structural Change and Business Cycle Monitoring within the Framework of PCA-DFM" ESRI Discussion Paper, (2020) No.357.

間 真実（はざま まこと）

ESRI 統計より：国民経済計算

デジタルSUTについて

—「デジタルエコノミーに係るサテライト勘定の枠組みに関する調査研究」概要—

経済社会総合研究所 研究官

藤 祐司

調査の目的

デジタルエコノミーに関連した新たな経済活動が急速に普及・拡大しており、GDP統計においてこうした活動を適切に捉えることが重要な課題となっている。OECDなどの国際機関では、デジタル化が経済に及ぼす影響の広がりを見込み、現行のSNAマニュアルの範囲を超え、デジタルエコノミーに係るサテライト勘定の枠組みに関する議論が進められている。

2018年11月にOECD統計局が開催したアドバイザリーグループ会合において提出された資料では、デジタルエコノミーに係るサテライト勘定作成の第一歩として、デジタル供給・使用表（Supply-Use Tables、SUT）¹の枠組みが提案され、参加国間で大筋の合意が得られた。この提案は、各国統合的なデジタルSUTを作成するとともに、必要に応じてそれをサテライト勘定に拡張することを可能にすることを意図しているものである²。

また、本会合参加国には、提案されたデジタルSUTの作成の要請があったことから、ESRIにおいては昨年度に、デジタルSUTを作成するためのデジタルエコノミーに該当する経済活動の洗い出しから、取引金額の推計及びOECDから提案された様式での表作成まで行うための調査研究を実施したところである。これにより、我が国のデジタルエコノミーの規模を正確に測定するための課題の把握とともに、国際的なデジタルエコノミーの現状把握に関する議論に資することを目指している。

調査の概要

今回のデジタルSUT推計では、OECDが提案したデジタルエコノミーの定義に従い、経済活動を「デジタルエコノミー」と「非デジタルエコノミー」に大別したうえで、前者の供給・使用構造の詳細を明らかにしている。その際には、「デジタルエコノミー」を定義することが前提となる。

今回OECDから提案された定義のポイントとして、デジタルコンテンツやICT財サービスの生産活動といったコアな部分に加え、デジタル関連技術やデータへの「依存」またはそれによる「大幅な向上や強化」が判断基準に使われていることが特徴である。

具体的には、産業ではデジタルエコノミーに「依存して」財サービスの販売を行う企業（例：オンラインプラットフォームサイトに出店することで売上の大半を得る企業）、生産物側でもそれ自体は非デジタルだが「デジタル化の影響を強く受ける財サービス」（例：宿泊サービス）が含まれている（図表1）。

図表1 デジタルSUTにおける分類と考え方
(OECDの提案に基づく)

- | |
|---|
| (1) 産業別 |
| ① デジタル産業： |
| ・ デジタル基盤産業（電子部品・デバイス、通信機械、電子計算機の各製造業、通信・情報サービス業） |
| ・ デジタル仲介プラットフォーム（課金型） |
| ・ デジタル仲介プラットフォーム等に財・サービスの販売を依存する企業 等 |
| ② 非デジタル産業：上記以外 |
| (2) 生産物別（財・サービス） |
| ① デジタル生産物 |
| ・ ICT財（集積回路、液晶パネル、パソコン、デジカメなど） |
| ・ ICTサービス（固定・移動電気通信、情報処理サービス、ソフトウェアなど） |
| ・ クラウドコンピューティング・デジタル仲介サービス、ネット広告など |
| ② 非デジタル生産物 |
| A：デジタル化により大きな影響を受ける財・サービス |
| 当該財・サービスの消費者への提供方法がデジタル化の影響を大きく受けているか、又は今後受けることが見込まれるかに基づきOECDが選択（飲食店、宿泊、出版、映像・音声・文字情報制作、教育、金融手数料等） |
| ※我が国のオンライン注文比率でみると必ずしも高くはない、タクシーや生命保険などのサービスも含まれる。 |
| B：その他 |

1 SUT（供給・使用表）：財貨・サービスの供給と使用の過程に焦点を当て、当該財貨・サービスはどこから来るか、どのように使用されているかを表した一対の表。供給表は、どの産業が各生産物を供給しているかを示す「生産物×産業」のマトリックスに各生産物の輸入を加え、さらに商業マージン・運輸マージンを調整して、総供給額を示す。使用表は、経済活動別に各生産物の中間消費額を示すマトリックスに加え、最終需要としての各生産物の使用を①最終消費者別、②輸出、及び③資本形成について示すマトリックス、さらに付加価値額の構成要素別（固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰・混合所得（純）、生産に課される税（控除）補助金）に示す部分の3象限から構成される。

2 最終的にはガイドラインとしてOECD（2020）“Guidelines for Supply-Use tables for the Digital Economy”がとりまとめられる。

また、取引手段、すなわち「注文が」ネット経由だったか否かで分割することも求められている。

我が国の今回の推計アプローチとしては、名目値ベースで利用可能な様々な統計をパーツごとに積み上げる方法を採用している。但し、利用可能な統計の分類粒度が粗く、ICT財などを除き、デジタルに特化した問題意識には十分対応していない場合は、一定の根拠を基に、数値の分割等を行っている。

なお、利用可能な統計の制約などから、本調査の推計では様々な強い仮定を置いており、今後の検討課題となっている。本調査の推計結果を見る上では、特に以下の点に留意が必要である。

(1) SUTは推計方法や基礎統計の違いから生じる不突合をバランスし整合的な体系として作成されるが、本調査の推計結果はバランスが行われる前のものである。

(2) デジタルSUT作成時の関心の一つが、デジタルの経済活動と、同種の非デジタルの経済活動の比較（例えば中間投入構造やマージン率の違いを把握）であるが、基礎統計などが存在せず、同一との仮定を置いている。

今回のデジタルSUTはOECDが共通の定義を定め国際比較可能な形でデジタルエコノミーの全貌を明らかにしようとする試みであるが、この枠組みを踏襲した他国の推計の例はまだ存在しない。なお、アメリカ・カナダ・オーストラリアではより簡略化したデジタルエコノミーの規模等の時系列での推計が行われている。

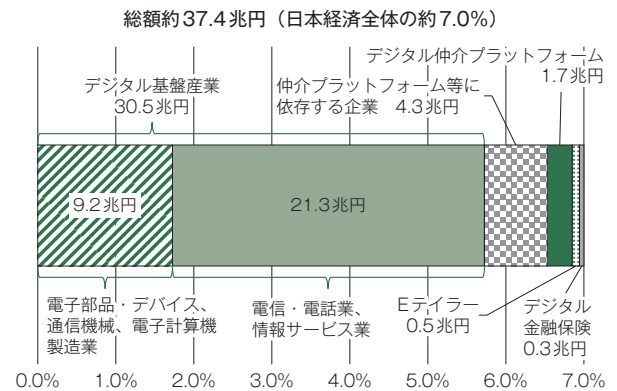
推計結果

暫定値ではあるが、主な推計結果をまとめると以下のとおり。

(業種別産出・付加価値額)

2015年のデジタル産業の産出額は約71.4兆円（全体の7.1%）。粗付加価値額は、約37.4兆円（同7.0%）となっている。粗付加価値額では大きい順に、デジタル基盤産業の約30.5兆円、プラットフォーム及び自社サイトに依存する企業の約4.3兆円、デジタル仲介プラットフォーム（課金型）業の1.7兆円、E-テイラーの0.5兆円、デジタル専門金融・保険業の0.3兆円となっている（図表2）。

図表2 デジタル産業の内訳（付加価値額、2015年）



(総使用の内訳：中間使用or最終使用)

2015年のデジタル生産物の総使用は87.6兆円。うち、中間使用は42.3兆円（総使用の48.2%）となっている。

中間使用のうち、ICT財は11.9兆円（同36.0%）、デジタルサービスは30.4兆円（同55.7%）。デジタルサービスの内訳では、クラウドコンピューティングサービス（有償）0.45兆円、デジタル仲介サービス（有償）1.3兆円、デジタルサービス（除、クラウド及び仲介サービス）27.7兆円、インターネット広告スペース提供サービス0.7兆円等となっている。

(取引形態：デジタルor非デジタル注文)

国内家計現実最終消費のうち、デジタル注文による支出額は約32.7兆円（全体の8.9%）となっている。デジタル注文による輸出額は約25.6兆円（全体の約27.8%）。デジタル注文による輸入額は17.4兆円（全体の18.2%）となっている。

今後の展開

今年度は本調査結果を基にデジタルエコノミーの規模を正確に把握するための課題や具体的な推計手法について再度整理し、デジタルエコノミーに係る経済活動において既存統計でも十分捕捉されていないもの、既存サービスや取引形態との切り分け等について正確に把握するための課題整理を行うとともに、2015年SUTの推計結果の改善及び2018年への延長推計・週及推計に係る検討を実施している。

近年発展が著しい我が国経済のデジタル化の把握のために、本調査がその一助となれば幸いである。

藤 祐司（とう ゆうじ）

令和3年1月～3月の統計公表予定

1月下旬	固定資本ストック速報(2020年7-9月期速報)
1月下旬	国民経済計算年次推計(2019年度ストック編)
1月27日(水)	景気動向指数改訂状況(令和2年11月分)
1月29日(金)	消費動向調査(1月分)
1月末	民間非営利団体実態調査(2019年度)
1月末	地方公共団体消費状況等調査(2020年9月末時点結果)
2月5日(金)	景気動向指数速報(令和2年12月分)
2月8日(月)	景気ウォッチャー調査(1月調査)
2月15日(月)	四半期別GDP速報(2020年10-12月期(1次速報))
2月17日(水)	機械受注統計調査(令和2年12月分)
2月25日(木)	景気動向指数改訂状況(令和2年12月分)
3月4日(木)	消費動向調査(2月分)
3月上旬	景気動向指数速報(1月分)
3月8日(月)	景気ウォッチャー調査(2月調査)
3月9日(火)	四半期別GDP速報(2020年10-12月期(2次速報))
3月12日(金)	法人企業景気予測調査(1-3月期)
3月15日(月)	機械受注統計調査(1月分)
3月下旬	景気動向指数改訂状況(1月分)

経済社会総合研究所の研究成果等公表実績(令和2年12月)

【12月】

- ・ESRI Discussion Paper No.358
「In Search of Accurate Measures of Income Inequality across Japanese Households」
堀 雅博、前田 佐恵子、菅 史彦

Economic &
Social Research
(ESR) について

Economic & Social Research (ESR) は、内閣府経済財政政策担当部局の施策、経済社会総合研究所の研究成果等に関する情報提供を行う小冊子です。本誌のうち、「研究レポート」につきましては、広く投稿を受け付けております。詳細は投稿要綱 (<http://www.esri.go.jp/jp/esr/kenkyu-report/contribution.html>) をご覧ください。

なお、本誌の掲載論文等は、すべて個人の責任で執筆されており、内閣府や経済社会総合研究所の公式見解を示すものではありません。執筆者の肩書きは執筆時のものです。

内閣府経済社会総合研究所
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府経済社会総合研究所総務部総務課
TEL 03-6257-1603
ホームページ <http://www.esri.go.jp/>